

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の五第四号の規定に基づき、一一MHz帯又は一五MHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

搬送波の周波数の空中線電力に対する減衰量は、中心周波数から一チャンネルの帯域幅の五〇%以上三〇〇%以下離れた周波数において、任意の一MHzの帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量 A_{sm} が、次の式により求められる値以上であること。

$$A_{sm} = a / b \times (p d - c) + d \quad [dBc]$$

$p d$ は離調周波数対一チャンネルの帯域幅比 [%] とする。

a 、 b 、 c 及び d は次のとおりとする。

ア 一チャンネルの帯域幅が40MHzの場合

$p d = 50\%$ 以上 75% 未満のとき、 $a = 30$ 、 $b = 25$ 、 $c = 50$ 、 $d = 6$

$p d = 75\%$ 以上 107% 未満のとき、 $a = 9$ 、 $b = 32$ 、 $c = 75$ 、 $d = 36$

$p d = 107\%$ 以上 179% 未満のとき、 $a = 3$ 、 $b = 72$ 、 $c = 107$ 、 $d = 45$

p d = 179%以上250%未満のとき、 a = 0、 b = 1、 c = 0、 d = 48
p d = 250%以上300%未満のとき、 a = 2、 b = 50、 c = 250、 d = 48

イ 1 チヤネルの帯域幅が60MHzの場合

p d = 50%以上75%未満のとき、 a = 27、 b = 25、 c = 50、 d = 6
p d = 75%以上123%未満のとき、 a = 0、 b = 1、 c = 0、 d = 33
p d = 123%以上205%未満のとき、 a = 15、 b = 82、 c = 123、 d = 33
p d = 205%以上250%未満のとき、 a = 0、 b = 1、 c = 0、 d = 48
p d = 250%以上300%未満のとき、 a = 2、 b = 50、 c = 250、 d = 48

(案)